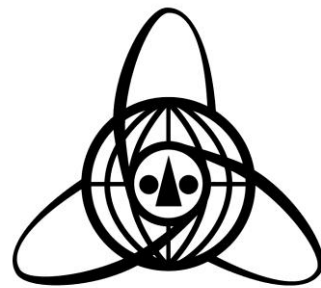


町田第六小学校

PTA 会則

保存版



2026年 5月現在

町田市立町田第六小学校

町田市南大谷7丁目3-1 TEL 722-3659

町田第六小学校 PTA 会則

前 章

本会則は、PTA 本来の目的を達することを期し、学級活動と地域活動を中心として制定した。(会則が改定されるときも、この趣旨を忘れないようにしたい。)

第一章 名称および事務所

第1条 本会は、町田第六小学校 PTA と称し、事務所を町田第六小学校に置く。

第二章 目 的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

1. 良い父母、良い教職員となるように努める。
2. 会員相互の理解と親睦を深める。
3. 児童の福祉を増進するために、家庭と学校が協力する。
4. 児童の教育環境の向上をはかる。

第三章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. 学校が行政機関と学校問題について話し合うとき、その活動を援助するために意見を具申し参考資料を提供する。
2. 児童の教育ならびに福祉の増進のために活動する団体と協力する。
3. 本会は、政治的・宗教的・営利的活動をしてはならない。
4. 学校の管理や人事に干渉してはならない。

第四章 会 員

第4条 本会は、本校に在籍する児童の保護者、および本校の教職員をもって会員とする。

第5条 本会の会員は、会費を負担するものとする。

第五章 会計

第6条 本会の経費は、会費、事業収益とその他をもってあてる。

第7条 本会の会費は、1家庭年額1,500円とし、指定された期日までに全額を納入することとする。

第8条 本会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければいけない。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 委員・会計監査委員

第11条 本会の会員は、学年および地区を基盤として組織し、各種委員は次のとおり選出する。

1. 委員は立候補者を基本として選出し、その人数に応じて業務を分担するものとする。

2. 各委員の構成および人数は、当該年度の実情に応じて運営委員会において協議し、必要に応じて調整することができる。

3. 本会の運営に支障が生じる場合は、運営委員会において必要な体制を定める。

4. 地区委員は原則として各地区より選出する。ただし、当該地区において選出が困難な場合は、他地区より補うことができる。

5. 教職員およびやまばと学級の委員については、従前の規定に準じつつ、当該年度の実情に応じて調整することができる。

第12条 運営委員会は本会の運営全般に携わり、必要な会務を執行する。

1. 運営委員の中から互選で会長1名、副会長1名以上を選出し、運営委員会の運営進行を基本的任務とする。

2. 運営委員の中から、会計担当者（P：保護者）2名（T：教職員）1名を選出し、この会の金銭の収支を正確に記録し、総会において会計監査を得た決算の報告をする。

第13条 学年委員は学年の活動に携わり、各学級、学年の保護者及び教職員との交流、親睦をはかる。

第14条 地区委員は地区の活動に携わる。

第15条 本会に会計監査委員2名を置き、前年度の運営委員の中から1名、教職員の中から1名選出する。

第16条 会計監査は、必要に応じて会計を監査しその結果を総会および運営委員会に報告する。

第17条 すべての委員、会計監査委員の任務は1年とするが、次の委員が選出されるまで活動を行う。

第18条 委員、会計監査委員に欠員が生じた場合は欠員者が所属していた単位から補充し、任期は残任期間とする。

第19条 委員、会計監査委員は他の委員を兼ねない。

第七章 運営委員会

第20条 本会の活動を遂行するために運営委員会をおく。

第21条 1. 学校長はすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

2. 運営委員会は、運営委員および地区委員をもって構成する。

3. 地区委員は、運営委員と同様に本会の運営に参画するものとし、運営委員会への出席義務を負う。

4. 学年委員は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
5. 本会の運営が著しく困難となった場合は、運営委員会において必要な措置を協議し、その対応については別途定めるものとする。

第 22 条 運営委員会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 23 条 運営委員会は次の事項を処理する。

1. 総会に提出する議案作成。
2. 地区、学年相互間の連絡調整。
3. 細則の制定、改廃。
4. 活動計画による各種行事の執行。
5. 本会の運営情報やその他必要な情報を会員に知らせる。
6. 運営委員会の議事の記録と保存。
7. その他、本会運営上必要な事項。

第八章 地 区

第 24 条 地区を単位として、第二章の目的を達成するため活動を行う。

第 25 条 地区の活動を推進するために学区を次の地区に分ける。

1. 南大谷第一地区
2. 南大谷第二地区
3. 南大谷第三地区
4. 南大谷第四地区
5. 南大谷第五地区
6. 高ヶ坂地区
7. 地区外地区（やまばと）

第 26 条 地区には必要に応じて班を設け、班長を置く。

1. 班長は班をまとめ、地区委員を補助する。

第九章 総会

第 27 条 総会は全会をもって構成され、本会の最高の議決機関である。

第 28 条 総会は委員の選出および会則、予算、決算、その他の重要事項を審議し議決する。

第 29 条 本会は毎年5月に定期総会を開く。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第 30 条 総会は運営委員会が招集する。

1. 総会を招集する場合は開催日の1週間以前に、その目的、場所、日時および審議事項を全会員に通知しなければならない。

第 31 条 総会は会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 32 条 臨時総会は全会員の3分の2以上の要求があった場合、運営委員会はこれを開催しなければならない。

第十章 慶弔費

第33条 本会の慶弔費は次のように定める。

1. P T A会員および児童死亡の場合 5,000円
2. P T A会員および児童が10日以上入院の場合 2,000円
3. 児童の傷害、罹災の場合運営委員会で協議する。
4. その他、緊急事項が生じた場合には臨機の処置を行い、後日運営委員会に報告する。

第十一章 細則

第34条 本会の運営に必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて、運営委員会において制定改廃することができる。

第35条 運営委員会は細則を制定または改廃した場合、次期総会に報告しなければならない。

第十二章 改正

第36条 本会の会則は、総会において前章の意志を尊重し、出席者の過半数の同意がなければ改正することができない。

第十三章 個人情報取り扱いに関する基本方針

第37条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第38条 本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取り扱い方法については、適宜の方法で会員に周知する。

第39条 本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとする。

付記

この会則は、

昭和58年	2月 8日	一部改正執行
昭和62年	5月 7日	一部改正執行
昭和63年	5月10日	一部改正執行
平成 元年	5月11日	一部改正執行
平成 3年	5月13日	一部改正執行
平成 7年	5月 8日	一部改正執行
平成 8年	5月13日	一部改正執行
平成10年	5月11日	一部改正執行
平成13年	5月11日	一部改正執行
平成14年	5月10日	一部改正執行
平成16年	5月 7日	一部改正執行
平成17年	5月10日	一部改正執行
平成24年	2月 3日	一部改正執行
平成29年	5月 9日	一部改正執行
平成30年	5月 8日	一部改正執行
2021年	5月14日	一部改正執行
2023年	5月11日	一部改正執行
2026年	5月13日	一部改正執行

町田第六小学校PTA細則

この細則は本会の運営上必要な細目について規定する。

第一章 会費

第1条 転出入者の会費は次のとおりとする。

1. 4月、5月に転出した場合は全額返金、6月以降に転出した場合は返金されないものとする。
2. 1月、2月、3月に転入した場合は徴収しないが、それ以前の転入に関しては全額徴収とする。

第二章 地区

第2条 班長は他の委員を兼ねることができる。

第三章 登録カード

第3条 登録カードを発行し、会員各自が委員を引き受けられる年度および委員名をあらかじめ登録しておく。

1. 原則として児童一人につき1回は登録するものとする。
2. 毎年、各自で見直し、確認するものとする。

第4条 登録カードの発行および保管は運営委員会に一任する。

第四章 やまばと学級

第5条 やまばと学級の委員選出は、次のとおりとする。

1. やまばと学級より運営委員は選出しない。
2. 地区外地区（やまばと）より運営委員は選出しない。
3. やまばと学級のクラス委員は地区委員を兼任する。
4. やまばと学級のクラス委員は運営委員会に出席し、議決に加わる。
5. やまばと学級のクラス委員は交流学年の委員選出の対象にならない。

第五章 運営委員会の構成

第6条 運営委員会の構成を以下のとおりとする。

会長 副会長 会計 校外

東地区 やまばと 地区委員

1. 広報に関する業務は、必要に応じて運営委員会において担当者を定めるものとする。
2. 新1年生の運営委員は、東地区2名、校外1名とする。ただし、候補者数および当該年度の状況に応じて調整することができる。
3. 役員の構成人数は、必要に応じて運営委員会で検討し、変更することができる。

第六章 委員免除

第7条 運営委員会会長に選出された会員は以後の委員はすべて免除の対象となる。

1. ただし、本人の再任の意思を妨げるものではない。

第8条 運営委員の副会長・会計に選出され活動した場合、引き受けた対象児童のそれ以後の委員決めにに関して、すべての委員を免除対象とする。

1. ただし、本人の再任の意思を妨げるものではない。
2. 会計監査は除く。

第9条 運営委員に選出され活動した場合、

引き受けた対象児童のそれ以後の運営委員および地区委員決めにに関して、免除の対象とする。

1. ただし、本人の再任の意思を妨げるものではない。

第10条 学年委員に選出され活動した場合、

引き受けた対象児童のそれ以後の学年委員決めにに関して、免除の対象とする。

1. ただし、本人の再任の意思を妨げるものではない。

第11条 地区委員に選出され活動した場合、

引き受けた対象児童のそれ以後の運営委員および地区委員決めにに関して、免除の対象とする。

1. ただし、本人の再任の意思を妨げるものではない。

第12条 原則、免除は認めない。ただし、委員選出前・任期途中にかかわらず、

委員活動が困難である場合、当事者である会員から担任に相談する。

状況に応じて検討後、担任から会員へ報告、連絡するものとする。

その後解任する事を会長へ報告する。